

# 北海道食の安全・安心条例の点検・検証について〔概要〕

〔平成30年11月〕  
〔北海道農政部〕

## 1 条例の点検・検証に当たって

- ・ 「北海道食の安全・安心条例」（以下、「条例」という。）は、食の安全・安心に関し、基本理念、関係者の責務や道の施策の基本となる事項を定め、道民の健康の保護と消費者に信頼される安全で安心な食品の生産・供給を目指すため、平成17年3月に制定し、同年4月に施行された。
- ・ 条例の附則では、条例の施行後3年を経過した場合及び平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢等の変化を勘案し、条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。
- ・ 本附則に基づく条例の施行状況等の点検・検証について、今回は平成25年度に実施しており、この点検・検証から5年を経過していること、また平成30年度に現行の第3次「北海道食の安全・安心基本計画」の計画期間が満了となり、次期基本計画を策定することとしていることから、条例の施行状況等の点検・検証を実施した。

### ◇ 条例の制定と点検・検証の経緯

- ・ 平成17年4月 条例の施行
- ・ 平成17年12月 第1次基本計画の策定
- ・ 平成21年3月 条例の点検・検証
- ・ 平成21年12月 第2次基本計画の策定
- ・ 平成25年11月 条例の点検・検証
- ・ 平成26年3月 第3次基本計画の策定

## 2 条例の点検・検証

この条例の点検・検証は、「社会経済情勢の変化」、「食の安全・安心を取り巻く状況」、「条例に基づく施策の実施状況」、「条例に基づく施策に対する道民の意見」などを総合的に勘案して行ったものである。

### (1) 社会経済情勢の変化

- ・ 少子高齢化や人口減少などにより社会構造の変化が進む一方、日EU・EPAやTPP11など国際化の進展を踏まえ、GAPやHACCPの導入など、フードチェーン全体で国際的に通用する食の安全を確保する取組が一層必要となっている。
- ・ 6次産業化や農商工連携等地域の食資源の活用、農畜水産物・加工食品の輸出などへの取組や関心が高まっている。
- ・ 平成27年の国連サミットにおいて、国際目標として持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、その目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、クリーン農業や有機農業など農業の自然循環機能を維持・増進させる環境保全型農業の取組が重要となっている。

## (2) 食の安全・安心を取り巻く状況

### ○ 第3次計画期間中における、食に関わる主な出来事

- ・ 外食店における使用期限が切れた食材の使用
- ・ 食品への異物混入
- ・ 冷凍食品への農薬の混入
- ・ 産業廃棄物処理業者により転売された食品等の流通 など

### ○ 食品の安全・安心の確保に係る法令、基準等の制定・改正

- ・ 食品表示法及び食品表示基準の施行 (H27)
- ・ 加工食品の食品表示基準 (原料原産地表示) の改正 (H29)
- ・ 地理的表示法 (特定農林水産物等の名称の保護に関する法律) の施行 (H27) 及び改正 (H28)
- ・ J A S 法 (農林物資の規格化等に関する法律) の改正 (H30)
- ・ 食品衛生法の改正 (H30)
- ・ 牛海綿状脳症 (B S E) 検査対象牛の見直し (H27: 死亡牛の見直し、H29: と畜牛の見直し) など

### ○ 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザが道内で初めて発生 (H28)

## (3) 条例に基づく施策の実施状況 [平成26~29年度]

### ① 情報の提供

- ・ 食の安全・安心に関して消費者の関心の高い情報をはじめ、道や国などの関係機関が提供している食に関する施策や道内の取組に関する情報をホームページ等で提供

### ② 食品等の検査及び監視

- ・ 食品衛生法に基づく規格基準、食品表示法等に基づく表示など計画的な指導や監視を実施

### ③ 人材の育成

- ・ 農林水産分野、食品表示制度、H A C C P の普及、学校での食育などの関係分野における人材の育成や技術、資質の向上を図る取組を推進

### ④ 研究開発の推進

- ・ 道産食品の安全・安心の確保や食品衛生に関する研究開発を地域独立行政法人北海道総合研究機構や道立衛生研究所で実施し、研究成果を関係機関や生産者等へ広く普及

### ⑤ 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等

- ・ 庁内関係部局等と情報共有し適切な対応を図るとともに、国、市町村、関係機関・団体との連携の強化、円滑な協力体制を確保

### ⑥ 食品の衛生管理の推進

- ・ G A P について、道内主要産地への導入に向けて推進組織を運営するとともに、指導員を育成、セミナーなどを開催
- ・ 食品関係施設の立入検査や講習会等の際に自主衛生管理の徹底を指導するとともに、食品製造加工施設等におけるH A C C P に基づく衛生管理の導入が円滑に図られるよう食品関係事業者の自主衛生管理の取組を促進

⑦ 農産物等の安全及び安心の確保

- ・ クリーン農業及び有機農業について、技術開発を推進するとともに、安定的な流通・消費に向け、認知度の向上するためのPRやマッチング等を実施
- ・ 「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」(GM条例)などの内容を周知
- ・ 道内で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る検証を経て、本病発生時の防疫措置の円滑な実施のため、マニュアルを改正するとともに、養鶏場ごとに策定した防疫計画、緊急用防疫資材の備蓄、その維持及び更新を実施

⑧ 水産物の安全及び安心の確保

- ・ 水産物の鮮度保持技術マニュアルのホームページへの掲載など衛生管理の普及に努めるとともに、貝毒検査の実施、プランクトン発生状況の監視、認定工場の巡回指導を実施

⑨ 生産資材の適正な使用等

- ・ 農薬指導士認定研修を実施するとともに、農業団体が行う自主的な残留農薬検査に対して支援
- ・ 農薬・動物用医薬品販売業者、飼料製造・販売業者への立入検査を実施

⑩ 生産に係る環境保全

- ・ 公共用水域、地下水の常時監視、工場、事業場への立入検査等による監視指導を実施するとともに、巡回指導等により家畜排せつ物の管理適正化を促進

⑪ 適正な食品表示の促進等

- ・ 食品表示制度の普及啓発、食品表示実態調査、食品関係施設への監視指導等を実施するとともに、消費生活モニターなどを活用し食品表示の実態を把握

⑫ 道産食品の認証制度の推進

- ・ 道産食品独自認証制度(きらりっぷ)の認知度の向上と認証数の拡大を図るため、制度の内容や認証品を紹介した小冊子やイベントなどを活用しPR

⑬ 情報及び意見の交換等

- ・ 消費者、生産者、事業者等の意見交換の場として、全道各地でリスクコミュニケーションを実施

⑭ 食育の推進

- ・ 食育に関する様々な情報提供、地域における食育活動の支援を実施するとともに、食べ残しなど食品ロスの削減のために普及啓発
- ・ 地産地消、食育などの愛食運動、食クラスター活動を推進するとともに、グリーンツーリズムの取組を情報発信

⑮ 道民からの申出

- ・ 食の安全・安心に関する申出情報の一元的な管理と処理状況の確認・点検、国の関係機関等との情報共有化、連携強化を推進

(4) 施策の実施状況等に対する主な意見等

全道7カ所で「食の安全・安心等に講じた施策の実施状況に関する意見交換会」を開催するとともに、道のホームページ等を通じて意見を募集した。

■ 地域意見交換会の開催結果

- ・ 開催期間 8月22日～8月30日
- ・ 開催場所 ～ 札幌市、苫小牧市、函館市、旭川市、網走市、帯広市、釧路市
- ・ 参集者 ～ 消費者、農業者、漁業者、流通加工事業者、調理師、栄養士、一次産業団体等 参加者 68名、傍聴者 39名 計 107名
- ・ 意見・提案数 178件

## ■ 意見募集結果

- ・ 関係団体に対して文書照会、道のホームページにより周知
- ・ 募集期間 8月16日～9月13日
- ・ 意見・提案数 13件

## ■ 主な意見等

- ・ 食の安全・安心については、迅速な情報の提供が必要。
- ・ 人材教育は重要。道の安全・安心の施策の中にも人材の育成があり、この内容をぜひ強化して、継続して実施してほしい。
- ・ G A Pの取組は安全・安心ばかりでなく、農場環境の改善や環境保全など持続可能な農業の達成、効率的な農業の実践という意味で重要。
- ・ H A C C Pについては、今後制度が固まっていくなかで、どのレベルを求めるのか、その基準をはっきり示してほしい。
- ・ YES!cleanのものも有機のものも増えていないので、行政にはそういった取組が広がるような施策を行ってほしい。
- ・ 遺伝子組換え作物については、知ったうえでどうするか判断することが重要であり、表示制度や遺伝子組換えの現状などの情報を消費者、市民に伝える努力が必要。
- ・ 原料原産地表示は消費者の商品選択に重要な情報であり、原料生産地としては、産地の情報が分かること、消費者に伝わることは大切。
- ・ 食品表示は消費者が商品を選択する際の重要な情報であり、制度の内容について、消費者・関係団体への普及啓発の具体策を基本計画に盛り込むべき。
- ・ 道産食品に係る登録・認証制度については、どういった商品が登録・認証されているのかが分かりにくく、制度やマークがあまり浸透していない。
- ・ 食育の活動はいろいろな人と連携すると取り組みやすい。
- ・ 安全である品物は国内で消費していただくことで、生産者についても生産力についても減少の歯止めにつながると思うので、地産地消の対策が必要。

## 3 条例の点検・検証について

- 我が国最大の食料生産地域である本道が、食のブランドづくりの基本である安全・安心を確保し、消費者の期待に応える重要性が益々高まっている。
- 外食店における使用期限が切れた食品の使用、食品への異物混入など、第3次計画期間中に重大な事故等も発生しており、消費者の食に対する意識は依然として高い状況にある。
- 地域での意見交換会や意見募集では、食の安全・安心の確保に関する道民の期待は大きいことが伺われた。
- こうした状況を総合的に勘案すると、現行条例の目的や基本理念、施策体系の枠組みは、おおむね妥当であり、現時点で条例の見直しは行わない。
- 今後、意見交換会などで寄せられた意見等は、第4次基本計画への反映を検討する。